

寒川町選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項若しくは第75条第5項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定により、地方自治法第74条第1項若しくは第75条第1項又は市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の50分の1の数をここに告示する。

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 814

令和6年6月3日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光